

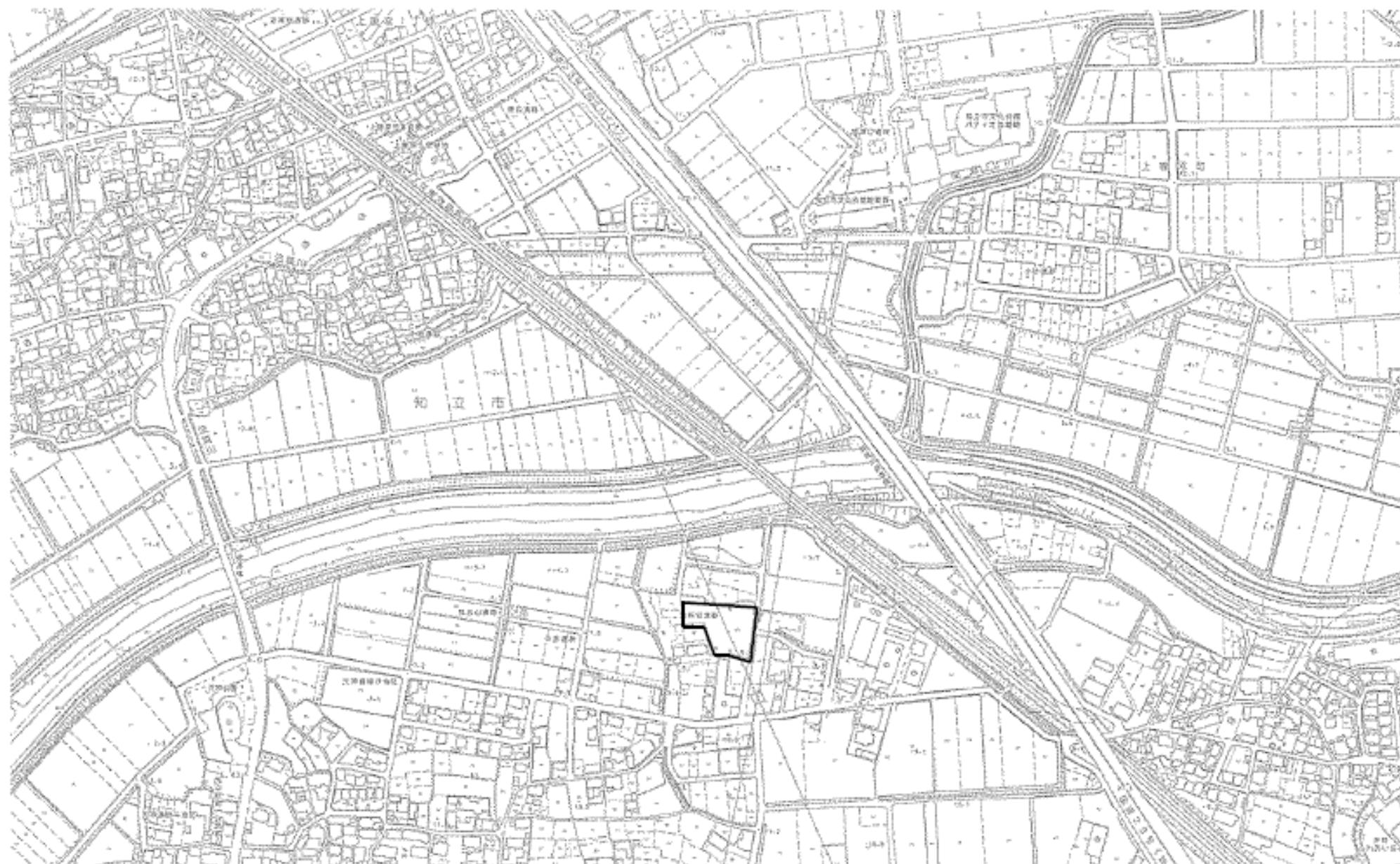
(仮称) 荒新切遺跡公園用地 位置図



(仮称) 荒新切遺跡公園用地

縮尺 1/5000

(仮称) 荒新切遺跡公園用地 位置図 (都市計画基本図より)



<コンセプト>

荒新切遺跡は弥生時代中期、古墳時代中期の異なる時代の遺跡が埋蔵保存され、周辺には縄文時代から中世に及び各年代の遺跡が分布している。荒新切遺跡公園は猿渡川沿岸一帯に育まれてきた郷土の歴史を後世に伝える拠点として整備し、遺跡の見学に留まらず、当時の生活体験や地域行事など、多様な活動が可能となつた空間とする。

<基本方針>

- (1) 弥生時代中期と古墳時代中期の2つの時代の遺跡を、将来の調査に備えて、盛土で遺跡保全することを前提として、復元展示をする。
- (2) 猿渡川沿岸一帯の歴史的地域のシンボルとなるよう、余計な構造物を極力廃して当時の雰囲気伝えるとともに、周辺の風景とのなじみに配慮し、公園からの見晴らしを確保する。
- (3) 当時の生活体験など、各種の活動に柔軟に対応できる開放的な空間とする。また各種行事や体験プログラムは、地域住民や歴史民俗資料館・文化会館などとの連携によって取り組んでいく。
- (4) 遺跡の解説や体験プログラムの運営をバックアップするボランティア人材の育成、サポート体制の構築に努める。

(仮称)荒新切遺跡公園 基本計画平面図(案)



【こふんゾーン】

古墳時代の住居跡の復元展示と位置表示によって、弥生時代から時を経た古墳時代の住居を知り、生活ぶりを体験できるゾーン。

(主な配置施設)

S115 遺構：既存樹木が近接し未調査部分が多いことから、想定される住居の大きさの体験の場とする。中央に野焼き場、周りに丸太ベンチを置き、ここで火を用いた体験ができる。背後にある大木(ケヤキ)を祭祀の対象(神の宿る木)と見立てて活用する。**(増設・新設)**

S120 遺構：遺跡区域内で唯一完全な形で発掘記録が残り埋蔵保存されている遺構である。古墳時代の代表的な遺構として盛土保全した同じ位置に竪穴住居跡を復元する。作り付けのかまどなど、この時代の住居の姿を復元する(管理面で課題があるため小屋組みは復元しない)。**(増設・復元)**

【つどいの広場】

猿渡川の南岸に弥生～古墳時代の遺構が残る歴史の聖の中核となる草原の空間。草原を縫って延びる土の道の先には猿渡川南岸の風景が広がり、かつてのこの地の姿を今に伝える。草原の広場では歴史イベントや地域行事の活用が可能である。

(主な配置施設)

つどいの広場：約500㎡の**道っば**。**(既設)**

散策路：計画地南東角から住居跡が復元された2つのゾーンに向かって延びる**2m～1.2m程度の土舗装の小道**。丘(居住の場)から猿渡川(生産の場)に向かうかつての生活の道を再現する。**(新設)**

エントランス：計画地東側の中央を**正面入口**とする。車止めを兼ねた圍名石と景石、築山が並ぶ。舗装の両端に駐輪場を置く。入口正面は臨時の駐車スペースとすることができる。(乗用車3台、またはマイクロバス2台)また、イベント時の対応として、エントランスの北側に臨時駐車場となる平地(芝生地)を確保する。(乗用車8台程度)**(新設)**

トイレ：計画地が遺跡指定地であることからトイレ地盤は盛土し、地下に貯留槽を設けない形状とする。**循環式タイプの浄化システム**を検討する。**(新設)**

既存樹木：計画地北部および南部の**既存樹木はできる限り残す**。特に北側のケヤキはシンボル樹として活用する。**(既設)**

新植樹木：計画地北東端の一角に、**食用や生活に用いていた樹木を植える**(イチイガシ、シイ、クリ、クルミなど)。収穫物を体験活動に使うことができる。南側隣接民地との境界部は、**低木の植込み**としてプライバシーに配慮する。**(新設)**

その他：夜間の利用を想定しないため**照明灯は設置しない**。市道境界部(東側)は**車止め等の設置を検討していく**。**(新設)**

【やよいゾーン】

住居跡の復元展示と位置表示によって、弥生時代の集落の雰囲気を感じられるゾーン。将来の発掘調査に備えて、盛土で緩やかに起伏をもたせて遺跡を保全すると共に、丘の風景を再生する。猿渡川南岸に育まれてきた郷土の歴史を後世に伝える付近一体のシンボルゾーンとする。

(主な配置施設)

野焼き場：集落の集いの場をイメージした体験空間。中央に野焼き場、周りに丸太ベンチを置く。ここで火を用いた体験活動(弥生土器の野焼きなど)が行える。**(新設)**

S113 遺構：大半が消失している可能性が高いことから、約10m南側に**竪穴住居跡を復元する**。**(復元)**

S119 遺構：一部が公園区域外にある。四隅に目印となる**石杭**を置き、住居跡の範囲を明示する。**(増設・表示)**

S114 遺構：未調査部分が多い。四隅に目印となる**石杭**を置き、住居跡の範囲を明示する。**(増設・表示)**

S121 遺構：一部が公園区域外にある。四隅に目印となる**石杭**を置き、住居跡の範囲を明示する。**(増設・表示)**

